

令和 8 年 2 月 4 日
水道部給水収納課長

個人情報を含む書類の誤送付について

1. 概要

漏水による水道料金減額制度の申請者に対して通知書を送付する際、申請者の氏名等が印刷された書類 1 件について、印刷内容とは別の申請者に郵送したことが判明したものです。

2. 経過

令和 8 年 1 月 29 日（木）に、漏水による水道料金減額制度の申請者に対して、申請者の住所、氏名、減額理由、減額前・減額後の水道料金・下水道使用料、振込先口座情報等が記載された「水道料金等減額決定通知書」を発送しました。

2 月 2 日（月）に申請者の一人から、本人の通知書とともに、別人の通知書も同封されているとの電話連絡があり、通知書の封入時に誤って別人の通知書も封入し、発送していたことが分かりました。

3. 対応

2 月 2 日（月）の電話連絡を受けたのち、速やかに通知書を回収するとともに、誤送付の対象となつた申請者の方に対し、経緯の説明及び謝罪を行いました。

4. 再発防止

個人情報の取り扱いに関して改めて各職員に注意喚起するとともに、適正な個人情報の管理を徹底いたします。また、郵送物の封入前、封入後の確認作業については、複数名での確認を徹底するなど、再発防止に努めます。

5. お詫び

関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう努めてまいります。

問い合わせ先
高槻市水道部給水収納課
電話：072-674-7906